

埼玉県道路メンテナンス会議

【目的】

埼玉県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより円滑な道路管理の促進を図る。

【組織】

国土交通省 大宮国道事務所、北首都国道事務所、埼玉県、埼玉県道路公社、さいたま市、埼玉県内62市町村、東日本高速道路(株)3事務所、首都高速道路(株)2局

【協議事項】

- ・道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること
- ・道路施設の点検、修繕計画等の把握調整に関すること
- ・道路施設の損傷事例や技術基準等の共有に関すること
- ・その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

技術相談窓口：大宮国道事務所 道路構造保全室

埼玉県道路メンテナンス会議 幹事会

H26.9.5 設置

■道路鉄道連絡会議

※跨線橋部会(H27.7.13設置)を包括的に移行改正

H29.1.27 設置

【目的】

鉄道を跨ぐ道路橋の管理者及び鉄道事業者が相互に意見交換及び情報共有を図り、円滑な協議・調整を構築して道路施設等を適切に維持管理すること。

【組織】

国土交通省 大宮国道事務所、北首都国道事務所、埼玉県、さいたま市、埼玉県内32市町村、東日本高速道路(株)3事務所、首都高速道路(株)1局、埼玉県内の鉄道事業者

【検討事項】

- ・跨線橋の点検計画及び修繕計画の包括的な協議に関すること
- ・跨線橋の点検計画及び修繕計画に係る意見交換や協議・調整に関すること
- ・関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関すること
- ・国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する关心と理解の醸成等）に関すること
- ・その他必要な事項に関すること

H26.5.28 設置

H25.12.19 設置

埼玉県跨高速道路橋維持管理連絡協議会 (※OV連絡協議会)

【事務局】

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社

【目的】

高速道路跨道橋の点検、補修及び耐震補強等の実施にあたり、跨道橋管理者と高速道路会社の間において情報共有を図り、必要な事項に関する協議・調整を行う。

■跨道橋連絡部会 (※既存のOV連絡協議会の機能も移行)

H27.3.20 設置

【目的】

（道路法上以外の施設）「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上以外の施設（ただし、鉄道橋除く）の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行う事により、対象施設の予防保全及び老朽化対策の強化を図ること。
（連絡協議会）高速道路の安全を確保するため、埼玉県内の高速道路を跨ぐ橋梁の点検、損傷に伴う補修の実施及び必要な耐震補強の実施について、跨高速道路橋の管理者、東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社との間で情報共有の体制を構築するとともに、必要な事項について協議・調整を図ること。

【組織】

（道路法上以外の施設）国土交通省 大宮国道事務所、埼玉県、さいたま市、東日本高速道路(株)2事務所首都高速道路(株)1局、埼玉県内の緊急輸送道路に指定されている道路を跨ぐ道路法上以外の施設管理者8組織
（連絡協議会）国土交通省 大宮国道事務所、北首都国道事務所、埼玉県、さいたま市、埼玉県内19市町村、東日本高速道路(株)関東支社、3事務所、首都高速道路(株)2局

【協議・調整事項】

（道路法上以外の施設）①対象施設の維持管理等に係る情報共有に関する事項、②対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事項、③対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関する事項、④その他、対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関する事項
（連絡協議会）①点検、補修及び耐震補強の実施状況に関する事項、②点検、補修及び耐震補強の課題に対する対応策等に関する事項、③点検及び施工の実施に関する事項、④その他必要事項